

29 林政経第 316 号
平成 30 年 2 月 6 日
(一部改正) 平成 30 年 12 月 27 日 30 林政経第 408 号
(一部改正) 令和 8 年 2 月 17 日 7 林政経第 266 号

各 都 道 府 県 知 事 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

林野庁長官

林業経営体の育成について

我が国の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、林業経営の集積・集約化の受け皿となり効率的かつ安定的な林業経営を行う林業経営体を育成し確保することが重要であることから、このような林業経営体への育成及び確保を図る経営体（以下「育成経営体」という。）の考え方等を下記のとおり定めたので、通知する。

記

1 基本的な考え方

育成経営体とは、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得することなどにより相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど、森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す経営体とする。

なお、上記の経営体とは、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者へ請け負わせることにより造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っているものであり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

2 育成経営体に取り組むべき事項

1の基本的な考え方を踏まえ、育成経営体に取り組むべき事項は、以下の(1)から(8)までの項目（(1)の項目については①又は②のいずれか）のうち、当該経営体の事業内容に該当するものとする。

- (1)①生産量の増加又は生産性の向上
- ②経営管理の対象となる森林の確保
- (2) 生産管理又は流通合理化等
- (3) 造林・保育の省力化・低コスト化
- (4) 主伐後の再造林の確保
- (5) 生産や造林・保育の実施体制の確保

- (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等
- (7) 雇用管理の改善及び労働安全対策
- (8) コンプライアンスの確保

3 基準の設定等

(1) 基準の設定

都道府県は、2の(1)から(8)までの事項に関し、別紙の考え方を参考に、各地域における森林・林業の実情や林業経営体の育成方針を踏まえ、育成経営体かどうかを判断する際の基準を定め、都道府県のホームページ等で公表するものとする。

(2) 育成経営体の選定

ア 都道府県は、(1)により定めた基準を満たす経営体を、公平性等に留意しつつ、地域の実情に応じた適切な方法により、定期的に、育成経営体として選定するものとする。当該選定については、毎年度少なくとも1回行うほか、補助事業の計画や実行に際し必要がある場合等随時選定を行うことができるものとするとともに、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項又は第44条第2項の規定に基づき都道府県が公表している民間事業者（以下「公表事業者」という。）については、育成経営体として選定されたものとして扱うものとする。

イ 複数の都道府県で事業を行う経営体については、当該都道府県が自らの基準に照らしてそれぞれ判断し、関係都道府県間で選定結果の情報共有に努めるものとする。

(3) 育成経営体の公表

都道府県は、(2)により選定した経営体（公表事業者も含む。4において同じ。）の名称、所在地等の一覧表を都道府県のホームページ等で公表するものとする。

(4) 選定の有効期間の設定等

都道府県は、選定の有効期間の設定、公表内容の修正、選定の取りやめ等については、「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）第13の7及び8又は第18の規定に準じて行うものとする。

4 林業経営体の育成

都道府県は、国庫補助事業を活用するなどして、3の(2)により選定した経営体による2の取組等を重点的に支援するものとする。

5 その他

都道府県は、育成経営体の選定に当たって、経営体に対し、目標設定やこれに向けた取組について必要な助言・支援を行うよう努めるものとする。また、その際には、素材生産・造林・労働安全等に係る団体の整備・連携に努めるものとする。